

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玖珠町は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

玖珠町長

## 公表日

平成27年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療広域連合: 被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付</li><li>・市町村: 各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収</li></ul> <p>であり、当市における事務内容は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被保険者の資格管理</li><li>2. 保険料の管理</li><li>3. 医療費の給付管理</li><li>4. その他</li></ol> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別会計を設置する。</li><li>・県が審査会を開くために、審査請求書の受理を行い、その受理した情報を審査会に提供する。</li><li>・必要に応じて、被保険者等に関する調査を実施する。</li><li>・必要に応じて、被保険者や他の執行機関等に資料の提供を求める。</li></ul> <p>※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等)</li><li>(2) 保険料の徴収に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)</li><li>(3) 資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項)</li></ol>
③システムの名称	後期高齢者医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1項番59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	課長 衛藤 善生
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課行政係 〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5 TEL0973-72-1111(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

